

島根県飲食店等時短要請協力金

<申請要領>

(要請期間・対象地域)

期間Ⅰ：1 / 27 (木) ~ 2 / 20 (日)

対象地域：島根県内全域

申請受付期間 令和4年2月21日(月) ~ 3月22日(火)

【相談窓口】

島根県飲食店等時短要請協力金事務局

電話番号：0570—050—215

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝を除く)

島根県飲食店等時短要請協力金

(要請期間: 1月27日～2月20日分) 申請要領

I 概要

1 趣旨

島根県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、第31条の6第1項に基づき、以下のとおり営業時間の短縮等を要請しました。

この要請に応じ、営業時間の短縮等に御協力いただいた事業者を対象に協力金を支給します。

1月27日(木)～2月20日(日)計25日間の要請内容

【要請内容等】

対象区域 島根県内全域

対象店舗 食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等

※飲食店等の営業許可を取得しているスナック、バー、カラオケボックスや結婚式場等を含む

要請内容 (認証店(島根県新型コロナ対策認定店)(以下「認証店」といいます。))

要請開始日において、次のいずれかの区分を選択できることとします。

選択

・午後9時から午前5時までの営業自粛
・酒類の提供は午後8時まで
・同一グループ・同一テーブル4人以内
・感染防止対策の実施
※午後9時から午前5時までの間に営業している店舗のみ

・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類提供の終日自粛
・同一グループ・同一テーブル4人以内
・感染防止対策の実施

(非認証店(その他店舗)(以下「非認証店」といいます。))

・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類提供の終日自粛
・同一グループ・同一テーブル4人以内
・感染防止対策の実施

2 支給対象

要請対象となる店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間を通じて、県からの要請内容に協力していること。

※仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整、その他やむを得ない事情がある場合には、

1月30日(日)までに営業時間短縮等を開始していれば、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

※認証店であるかどうかの判断は、原則として、要請開始日の前日(1月26日(水))時点の認定の有無で行います。(非認証店が要請期間中に認証店となった場合でも、認証を受けた日から認証店の要請内容に変更することはできません。)

3 支給額

1 店舗あたり 1 日あたりの支給単価 × 要請に応じた日数

※【1日あたりの支給単価】 千円未満切り上げ

- 売上高や売上高減少額を基に、事業規模に応じて支給します。
- 中小企業等(考え方は、4頁<参考1>を参照)は、「売上高方式」か「売上高減少方式」を選択できます。 ※大企業、みなし大企業は、「売上高減少方式」を選択
- 申請店舗における飲食事業売上高を基に、1日あたりの支給単価を計算します。
※定休日等の店休日も、時短要請に応じた日数に含みます。

①「午後8時までの時短・酒類提供なし」を選択した認証店 及び 非認証店

※認証店は、全期間を通じて午後8時までの時短及び酒類提供停止に応じた場合のみ、この区分の支給単価となります。

区分	方式	前年又は前々年の1店舗あたり1日あたり売上高	1日あたりの協力金単価	
中小企業等	売上高方式	7万5千円以下の場合	3万円【下限】	
		7万5千円超～25万円以下の場合	1日あたりの売上高×0.4	
		25万円超の場合	10万円【上限】	
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	前年又は前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円	以下	売上高減少額×0.4
			超	20万円【上限】

②「午後9時までの時短・酒類提供」を選択した認証店

区分	方式	前年又は前々年の1店舗あたり1日あたり売上高	1日あたりの協力金単価	
中小企業等	売上高方式	8万3,333円以下	2.5万円【下限】	
		8万3,333円超～25万円以下	1日あたりの売上高×0.3	
		25万円超	7.5万円【上限】	
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	前年又は前々年同期の1日あたりの売上高減少額が500,000円	以下	売上高減少額×0.4 又は 1日あたりの売上高×0.3 の低い額
			超	20万円 又は 1日あたりの売上高×0.3 の低い額

<1日あたりの売上高の算出方法>※1円未満切り上げ

①月単位方式

$$\left(\frac{\text{令和2年又は令和3年の1月と2月の売上高合計}}{\text{60日 (令和2年) 又は 59日 (令和3年)}} \right)$$

②時短要請期間方式

$$\left(\frac{\text{令和2年又は令和3年の時短要請期間(1月27日～2月20日)と同日付の期間の売上高合計}}{\text{25日 (時短要請期間の日数)}} \right)$$

※注意…売上高とは、飲食業(宅配、テイクアウトサービス分を除く)の売上高とし、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

【新規開店特例等】

・新規開店特例(時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例)

※税務署への法人設立届出書や開業届の写しの提出が必要です。

【1日あたりの支給単価の計算方法】

(1)令和3年中に開店した店舗

開店日から昨年末(令和3年12月31日)までの、1日あたりの売上高を計算し、当該売上高を基に、1日あたりの支給額を算出します。

(2)令和4年中に開店した店舗

開店日から時短営業開始日の前日(令和4年1月26日)までの、1日あたりの売上高を計算し、当該売上高を基に、1日あたりの支給額を算出します。

・合併・法人成り・事業承継特例

(合併を行った法人や、法人化した個人事業主、事業承継した個人事業主に対する特例)

【1日あたりの支給単価の計算方法】

事業の継続性があると認められる場合、前年又は前々年の売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算し、当該売上高を基に、1日あたりの支給額を算出します。

＜参考1＞中小企業の考え方(中小企業基本法)

以下のいずれかに該当する事業者を中小企業といいます。

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業等 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

＜参考2＞みなし大企業の考え方

以下のいずれかに該当する中小企業を「みなし大企業」とします。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

II 申請要件

次の全ての要件を満たす場合に協力金を支給します。

- 1 令和4年1月26日(水)以前から営業し、通常の営業終了時間が午後8時を越えていること
※ただし認証店で午後9時までの営業を選択する場合は、通常の営業終了時間が午後9時を越えていること
- 2 営業時間の短縮要請等の全期間(※)において、県からの要請内容に協力すること。
※2頁の「2 支給対象」を参照してください。
- 3 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を令和4年1月26日(水)以前に取得し、引き続き、申請時点において有効な許可を受け、来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営している者であること(カラオケ店は除く)。
- 4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、島根県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 5 その他誓約事項に同意すること。

III 申請手続等

1 問い合わせ先 ※電話対応のみ

島根県飲食店等時短要請協力金事務局
電話番号:0570-050-215
受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝を除く)

2 申請書類の入手方法 ※令和4年2月8日(火)から配布

以下の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

・県ホームページからダウンロード

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/chusho_shien/jitan_kyouryokukin.html

県HPは
こちら⇒



3 受付期間

令和4年2月21日(月)から同年3月22日(火)まで

4 申請方法

以下のいずれかの方法で、申請を受け付けます。なお、申請書類は返却しません。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

(1) オンライン申請【令和4年2月21日(月)9時受付開始(予定)】

県ホームページ上の申請フォームから申請してください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/chusho_shien/jitan_kyouryokukin.html

(注)申請は、令和4年3月22日(火)23時59分までに送信を完了してください。

(2) 郵送申請【令和4年3月22日(火)消印有効】 ※持参での申請受付は行いません

申請書類一式を以下宛先にレターパックや簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください(送料は申請者側で負担)。

(「協力金申請書送付用」の紙を封筒に貼り付けてご活用いただいても構いません。)

〈宛先〉 〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町 519-1
松江大同生命ビル 2階
「島根県飲食店等時短要請協力金事務局」あて

5 支給決定

(1) 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、協力金を支給します。

概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込みます。(申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。)

(2) 審査の結果については、別途通知を発送します。

IV 留意事項

- 1 書類の不備等があり、島根県(県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。)が申請者に連絡・確認できない場合及び申請者が追加書類の提出に応じない場合が相当期間続いたときは、申請受付日から1ヶ月経過した日を以て、申請が取り下げられたものとみなします。
- 2 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は協力金を返還し、加算金を支払うこととなります。
なお、協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されます。
- 3 県では、要請期間中、時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行います。
偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、事業者名等を公表し、警察に情報提供の上、法的措置を講じます。
- 4 協力金の支給事務を円滑、適正に行うため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 5 申請書に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察、保健所等)の求めに応じて、提供することがあります。
- 6 県は、審査の過程において、追加の書類提出を求める場合があります。
- 7 本要請期間中に非認証店が認証店となった場合でも、当該認証を受けた日から認証店の要請内容(午後9時から午前5時までの営業自粛(酒類の提供は午前11時から午後8時まで))に変更することはできません。

V 申請書類・添付書類

※チェック☑を入れ、必要書類が揃っているか確認ください。

※レターパックや簡易書留など郵送物が追跡できる方法で送付してください。

※店舗ごとに以下の書類全てを作成し、全て提出してください。

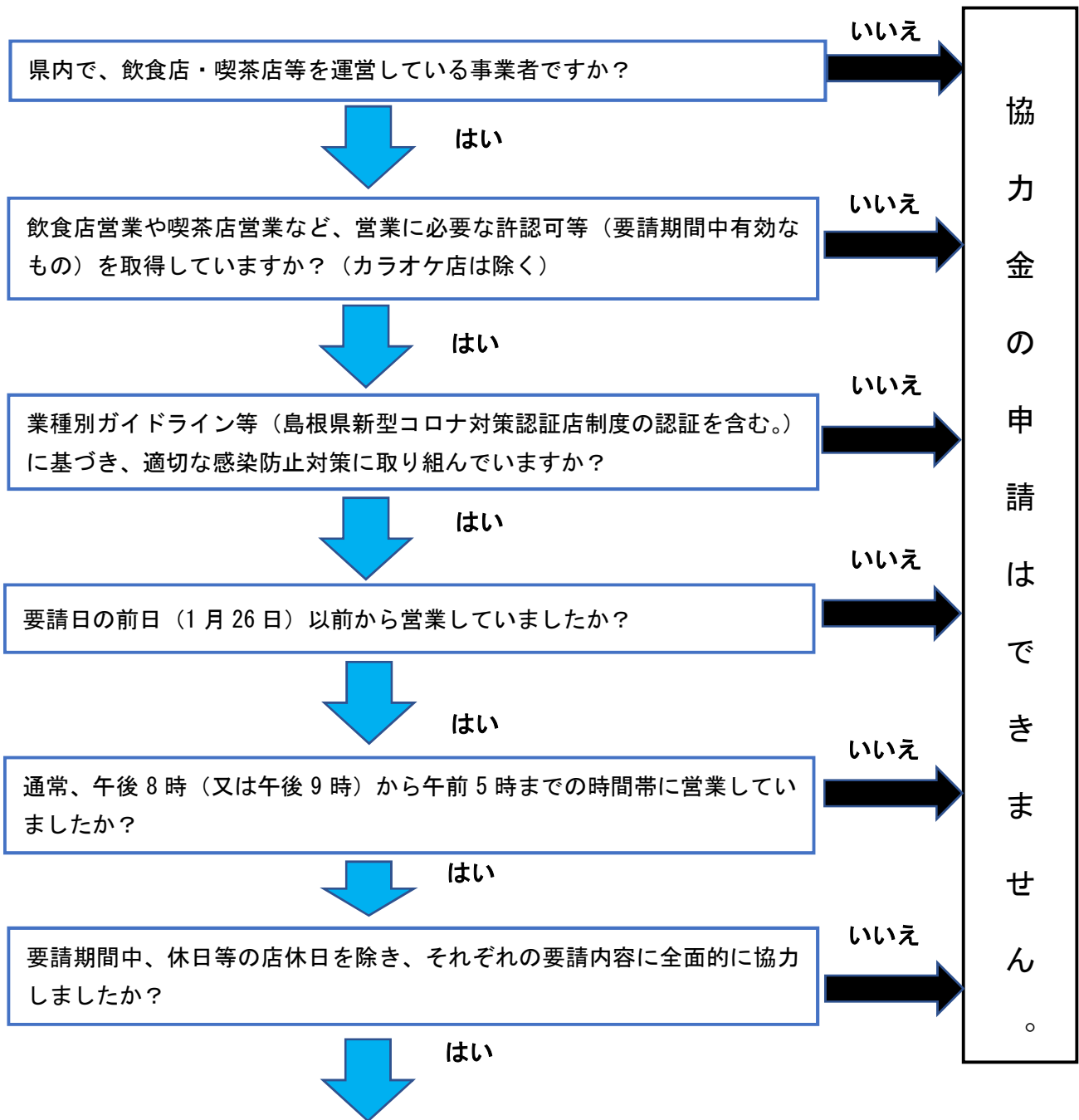
提出書類一覧		✓
1	<p>島根県飲食店等時短要請協力金支給申請書 (様式第1号及び別紙)</p> <p>※申請日を忘れずに記入してください。</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>誓約書(様式第2号)</p> <p>※日付は申請日と同じ日付としてください。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>協力金支給申請額計算書(別添1~5)</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>本人確認書類の写し ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>(法人) 代表者の運転免許証(表裏)、 パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、 マイナンバーカード(表面のみ)、健康保険証 等</p> <p>(個人) 運転免許証(表裏)、パスポート(顔写真と所持人記載欄のページ)、 マイナンバーカード(表面のみ)、健康保険証 等</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>通帳等の写し ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し</p> <p>※通帳を開いた1・2ページ目の写しを提出してください。</p> <p>・インターネットバンキングは、上記事項の記載されたページの写し</p>	<input type="checkbox"/>

6	<p>※売上高方式で下限額の協力金を申請する場合は不要</p> <p>令和2年(2020年)又は令和3年(2021年)の事業年度の確定申告書の写し ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>(法人) 法人税確定申告書別表1の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">法人事業概況説明書(両面)の写し</p> <p>(個人) 所得税確定申告書B(第一表)の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">青色申告決算書(1枚目、2枚目)</p> <p>(共通) その他必要な書類</p> <p>〔店舗ごとの売上高が分かる書類、テイクアウトの売上高が分かる書類等 「協力金支給申請額計算書(別添2～5-2まで)」の売上高の算出に必要な書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜注意＞確定申告書の控えには収受印(税務署でe-Taxで申告した場合には、受付日時が印字)されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知(メール詳細)の添付が必要です。</p> </div>	□
7	<p>※売上高方式で下限額の協力金を申請する場合は不要</p> <p>・店舗ごとの飲食業売上高が分かる書類 ※A4サイズでコピーして添付</p> <p>・その他必要な書類</p> <p>〔店舗ごとの売上高が分かる書類、テイクアウトの売上高が分かる書類等 「協力金支給申請額計算書(別添2～5-2まで)」の売上高の算出に必要な書類</p> <p>※協力金算定に使用した年月のもの (令和3年(2021年)又は令和2年(2020年)の1月及び2月のもの)</p> <p>※売上高減少方式の場合は、令和4年(2022年)1月及び2月の売上帳簿も必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜注意＞事業所が1カ所であり、飲食業以外の事業を行っておらず、確定申告書類(法人事業概況説明書や青色申告決算書)のみで、協力金算定に使用した年月の飲食事業の売上高が把握できる場合は添付不要です。</p> </div>	□

<p>8</p>	<p>飲食店営業許可(要請期間中有効なもの)を取得していることが分かる書類の写し</p> <p style="text-align: center;"><u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <p><u>※申請者は、営業許可証に記載された名義人・法人としてください。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>*転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可証に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。(戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など)</p> </div>	<input type="checkbox"/>
<p>9</p>	<p>営業時間を短縮(休業)していたことが分かる写真</p> <p style="text-align: center;"><u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <p>※張り紙(営業時間短縮の期間、変更前と変更後の営業時間を確認できるもの)を店舗の内外に掲示していることが分かる写真を添付してください。</p> <p>※店舗の名称や状況(張り紙のアップだけでなく、掲示場所や状況)が分かるようにしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><u><注意>以下のような書類は不備となりますのでご注意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 時短期間(○日から○日まで)の記載がない(確認できない)もの • 店舗名の記載がないもの • 変更前や通常時の営業時間の記載がない(確認できない)もの など </div>	<input type="checkbox"/>

10	<p>店舗の外観全体(店舗名が確認できるもの)の写真</p> <p style="text-align: right;"><u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <p>※のれんや看板などを写して店舗名が分かるように撮影してください。</p>	□
11	<p>店舗の内観(店内の様子、人数制限及び感染防止対策を行っていることが分かるもの)の写真</p> <p style="text-align: right;"><u>※A4サイズでコピーして添付</u></p> <p>※適切な感染防止対策(例:アクリル板の設置や座席間隔の確保など 飛沫感染防止の措置、手指消毒、会食の人数制限)を行っていることが分かるよう複数枚提出してください。</p>	□
12	<p>「島根県新型コロナ対策認証店」は、掲示した認証マークが分かる写真</p> <p style="text-align: right;"><u>※A4サイズでコピーして添付</u></p>	□

協力金要件確認フローチャート



島根県飲食店等時短要請協力金を申請できます。

※詳細は、「島根県時短要請協力金事務局」(0570-050-215)へ
お問い合わせください(受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝を除く))。